

照葉樹林文化研究会規約

(名 称)

一、本研究会は、「照葉樹林文化研究会（以下「研究会」）」と称す。

(目 的)

二、研究会は、中尾佐助資料を活用した研究および照葉樹林文化に関する研究の推進を目的に、1995年3月1日に「大阪府立大学照葉樹林文化研究会」として設立され、2005年に全国組織として名称を改め、規約を制定した。

(事 業)

三、研究会は、以下の事業を行う。

- (1) 研究集会を年1回以上開催する。
- (2) 国内外の関連する学術団体等と情報交換する。
- (3) 中尾資料の活用をはかる。
- (4) 照葉樹林文化に関する研究者の育成を支援する。
- (5) 照葉樹林文化研究（インターネット誌）を編集し公開する。
- (6) その他研究会の目的の遂行に必要なこと。

(所在地)

四、研究会の所在地は、堺市中区学園町1-1 大阪府立大学（中百舌鳥キャンパス）内とする。

(会 員)

五、会員は、研究会の目的の趣旨に賛同する者で、世話人会で承認された者とし、年会費を納入し、研究集会での発表および研究会誌の閲覧と電子ジャーナルへの投稿資格を有する。

六、会員は年1回総会を開き、必要事項を審議する。審議事項は、世話人会における出席者の過半数以上の承認の後、総会で審議され、出席者の過半数以上の承認によって議決される。賛否同数の場合は議長が決定する。

(入 会)

七、研究会の会員となろうとする者は、事務局に入会申込書を提出する。

(役 員)

八、研究会に、次の役員を置く。

- (1) 代表世話人（会長） 1名
- (2) 世話人 若干名（副会長を含む）
- (3) 会計監査員 2名
- (4) 幹事 若干名（庶務、会計担当、編集委員長を含む）
- (5) 顧問

九、役員の任務は以下の通りとする。

- (1) 代表世話人（会長）は本会を代表し、世話人から選ばれた副会長はこれを補佐する。代表は総会の議長となる。
- (2) 世話人は、会員の委託により世話人会を構成し、会務（集会、広報など）を処理する。
- (3) 会計監査員は規約に照らして会計を監査する。
- (4) 幹事は会務の処理を補佐する。編集委員長は編集委員会を組織し研究会誌の編集作業

の全体を総括する。

(5) 顧問は代表世話人または世話人会の諮問により会務等に助言する。

十、役員の選出方法は以下の通りとする。

(1) 代表世話人は、世話人の互選により選出され、総会の承認を得る。

(2) 世話人および会計監査は世話人会が選出し総会の承認を得る。

(3) 幹事は代表世話人（会長）が委嘱する。

十一、役員の任期は以下の通りとする。

(1) 代表世話人（会長）および副会長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 世話人の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

(3) 役員は選出の翌年の一月一日より就任する。

(運 営)

十二、研究会は、研究助成金、寄付金および別途定める会費で運営する。

(会 費)

十三、会費は、年 1000 円とする。在学中等で支払い困難な場合は申請に基づいて無料とする。

(会計年度)

十四、研究会の会計年度は一月一日より十二月三十一日までとする。

(資 産)

十五、研究会の活動による収益や資産は、代表世話人および会計担当幹事が保管し、活動終了時に公益団体等へ寄付し、すべて放棄する。

(その他)

十六、本規約に定めのない事項は、世話人会の議を経て代表世話人がこれを定め、HP等を通して速やかに会員に周知する。緊急事態宣言等により研究会活動が制約される場合は、研究集会、総会、世話人会等をインターネット会議で代行することができる。

(規約の改定)

十七、本規約は、世話人会の議決と総会の承認を経て、改定することができる。

(附則)

※平成 17 年 12 月規約制定（西暦 2005 年）

※平成 21 年 2 月 28 日改定

※平成 29 年 6 月 10 日改定

※令和元年 11 月 16 日改定（令和 2 年 1 月 1 日施行）

※令和 2 年 5 月 12 日改定

※令和 2 年 11 月 14 日改定（令和 3 年 1 月 1 日施行）

※令和 3 年 12 月 5 日改定（同日施行）

※（附記）本研究会は、社团法に基づく「人格の無い社团」に該当し、法人格を保有しない。世話人は、理事にあたり、代表世話人（会長）は、理事長にあたる。世話人会は理事会にあたる。